

府政防第1029号  
消防災第136号  
令和6年6月28日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の策定について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況を把握するため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について（照会）」（令和6年4月15日付け府政防第765号、消防災第85号）において報告を依頼し、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」（以下「調査結果」という。）を取りまとめました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、名簿情報の提供・活用、個別避難計画の策定が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 避難行動要支援者名簿関係

#### （1）避難行動要支援者名簿の更新について

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであり、定期的に実態を把握し、名簿に反映する必要があることから、市町村においては、更新サイクルや更新の仕組みの見直しを検討すること。

#### （2）平常時からの名簿情報の提供・活用の推進

名簿情報は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供するものとされている。このため、平常時から名簿情報を外部提供していない市町村（調査結果では96団体）においては、地域の実情に応じ、外部提供への本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供を進めること。この点、個別避難計画についても併せて対応すること。

## 2. 個別避難計画関係

### (1) 実効性のある個別避難計画策定に向けた取組

実効性のある個別避難計画策定に向けた取組については、次のようなことが挙げられる。

- ①府内の連携：防災、福祉などの関係部署にある情報等が共有でき、個別避難計画の円滑な策定につながる。
- ②府外との連携：自主防災組織など地域の関係者の参画により、避難支援等実施者の確保に結びつくなど、個別避難計画の円滑な策定につながる。
- ③福祉専門職の参画：福祉専門職は、本人の心身の状況や社会的孤立の状況などを把握していることから、避難行動要支援者本人の信頼や安心を得られることにつながる。
- ④避難訓練の実施：避難行動要支援者本人が参加する避難訓練を実施することは、個別避難計画の策定、内容の見直しなどにつながる。

しかし、これらの取組について全て未検討の市町村が47団体となっている。特に、①府内の連携、②府外との連携、③福祉専門職の参画は、個別避難計画を策定することの前提になるものであり、未検討の市町村は速やかに取組を進めること。

### (2) 今後の個別避難計画の策定の進め方

個別避難計画の策定に着手した市町村は1,581団体(91.8%)となったものの、依然として141団体(8.2%)が未策定にとどまっていることなどから次のとおり対応すること。

#### ①市町村における対応

未だ個別避難計画の策定に着手していない市町村については、令和6年度内に最初の1件の個別避難計画を策定し、引き続き、2件目以降の策定に取り組み、府内や府外との連携や福祉専門職の参画等により実効性のある個別避難計画の策定を進めること。

また、既に個別避難計画を策定している市町村は更に効率的・効果的に取組を進めること。

#### ②都道府県における対応

都道府県においては、管内の全ての市町村が令和6年度内に個別避難計画を策定できるよう、防災・福祉・保健などの関係課、支庁や地方事務所、保健所などの行政機関、都道府県社会福祉協議会や福祉専門職の団体などの関係団体の協力の下、市町村に対し事例や留意点などの提示、研修会の実施、総合防災訓練など様々な訓練での取り上げ等の取組を通じて支援すること。

また、住民に対してラジオや広報紙などの都道府県が有する様々な手段、「防災の日」や「防災とボランティアの日」などの様々な機会を通じて個別避難計画の周知に努めること。

特に、未策定の市町村に対して、都道府県が当該市町村の実情や課題をきめ細かく把握し、課題解決を図るために策定の主体である市町村と一緒に考え、課題解決に向けた取組の進捗状況を確認するなどの、いわゆる伴走支援が重要である。

#### ③国における対応

内閣府及び消防庁は、個別避難計画の策定に着手していない市町村について、今後の取組予定等を把握するため調査を行う予定であり、令和6年度内に策定できるよう助言などの支援をしていく。

また、都道府県や市町村の主催する担当者会議、説明会、研修、講演会等において、内閣府から個別避難計画に関して説明することとしているので、必要に応じて以下の担当まで相談すること。

#### ④市町村・都道府県・国に共通する対応

なお、1件以上計画を策定しているが、個別避難計画策定の優先度が高いと市町村が判断する者について、改正法施行後からおおむね5年程度で策定するという観点に照らして、取組が停滞した状態である、又は取組の進捗が緩やかな状態である市町村に対しては、地域調整会議や避難訓練を実施するなど本人や福祉専門職の参画を得た丁寧な取組を志向しての結果であるかなどの状況を確認し、必要な場合には、都道府県において伴走支援に努めること。この場合、内閣府の予算事業であるピアサポート等を活用することが考えられる。

### (3) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画について

#### ① 個別避難計画の策定と避難行動要支援者名簿への記載等について

個別避難計画を策定する場合、避難行動要支援者名簿に記載又は記録されていることが前提となるため、個別避難計画が必要な者が避難行動要支援者名簿に記載又は記録することが可能となっていることを確認すること。その際、

- ・難病患者、小児慢性特定疾病患者、医療的ケア児者
- ・身体障害者補助犬を同伴する身体障害者
- ・インスリン製剤など使用を中断すると生命に危険が及ぶ薬剤を必要とする者

が避難行動要支援者名簿に記載又は記録する避難行動要支援者にあたり得るものであることに留意すること。

#### ② 個別避難計画に係る業務の効率化について

今後、個別避難計画策定の取組を進めた場合、個別避難計画を策定する件数が増加するとともに、更新も必要となることから、避難行動要支援者に係る事務の増大が見込まれる。このため、内閣府において開発したクラウド型被災者支援システム※や民間事業者等が開発したシステムの活用その他の業務の効率化について検討すること。

※詳細については、添付のリーフレットを参照されたい。

### (4) 優先度の検討について

市町村が個別避難計画の策定に取り組むにあたり、優先度の検討は、必要な方に早期に策定するための手段であり、優先度を検討すること自体が目的ではないことに留意されたい。この場合、例えば、優先度の検討に先立ち、このような方の計画を策定するために必要な経験を蓄積すること等を目的として、試行的に計画の策定に取り組むことは差し支えない。

＜問合せ先＞

個別避難計画の調査に関するご相談：内閣府政策統括官（防災担当）付

参考官（避難生活担当）付

藤田参考官補佐、平賀主査、吉田事務官

TEL : 03-3501-5191 FAX : 03-3502-6034 E-mail: [y-hinan.k4n@cao.go.jp](mailto:y-hinan.k4n@cao.go.jp)

避難行動要支援者名簿の調査に関するご相談：消防庁国民保護・防災部防災課

福原課長補佐、遠矢係長、石川事務官、三浦事務官

TEL : 03-5253-7525 FAX : 03-5253-7535 E-mail: [bousaichousei@soumu.go.jp](mailto:bousaichousei@soumu.go.jp)

## (参考資料)

### 1. 個別避難計画策定に向けた支援策等

#### (1) 個別避難計画作成モデル事業

令和6年度の個別避難計画作成モデル事業では、都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県における市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し、普及を図ることとしており、14都道府県を採択したところである。得られた成果については、今年度中に複数回開催することとしている「都道府県個別避難計画推進会議」などの場を通じて、年度中、実施段階から、逐次、成果の共有を図る予定である。

また、内閣府防災情報のページにモデル事業のページを設けていることから、他の団体事例を参照されたいときは活用されたい。また、令和3年度から令和5年度の成果発表会の資料や動画、報告書なども掲載しているため、参照されたい。

令和3年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r3modeljigyo.html>

令和4年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r4modeljigyo.html>

令和5年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/r5modeljigyo.html>

#### (2) 手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ（令和5年1月13日）」

個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、策定する手順がよくわからないという声をよくお聞きするところ、このため、個別避難計画の策定に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、策定手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししている。

PDF版

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/230302\\_hinan.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/230302_hinan.pdf)

PPT版

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/230302\\_hinan.pptx](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/230302_hinan.pptx)

#### (3) クラウド型被災者支援システム

個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に策定を進め、災害時に迅速に活用するにはシステムの活用が考えられる。

令和3年度に内閣府が開発を行い、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始した「クラウド型被災者支援システム」は、平時においては、各市町村における既存の避難行動要支援者名簿をシステムに取り込み、住民基本台帳等も活用して効率的に個別避難計画の策定や更新ができるシステムである。

また、発災時は住民基本台帳も活用して避難者名簿を効率的に作成でき、個別避難計画を参照することで、個別の被災者の状況を踏まえた被災者支援をスムーズに行うことが可能である。

このように本システムは、市町村の事務負担を軽減し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定や更新を効率的に行い、発災時の被災者支援にスムーズにつながるものである。

本システムの概要や導入経費については、事務連絡を発出したほか、内閣府主催で説明会を開催し、活用の検討をお願いしている。

- ・「クラウド型被災者支援システムの整備の推進について」(令和3年11月16日付け事務連絡)
- ・「クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る緊急防災・減災事業債の活用について」(令和3年12月14日付け事務連絡)
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について」(令和4年6月30日付け事務連絡)（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）」(令和4年6月30日付け事務連絡)（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付について（再周知依頼）」(令和4年10月12日付け事務連絡)（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付について（再周知）」(令和4年10月12日付け事務連絡)（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システム導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金活用のご案内（依頼）」(令和4年12月6日付け事務連絡)（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システム導入に係るデジタル田園都市国家構想交付金活用の御案内（通知）」(令和4年12月6日付け事務連絡)（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムについて（周知依頼）」(令和5年4月3日付け事務連絡)（都道府県向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムについて」(令和5年4月3日付け事務連絡)（市町村向け）
- ・「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」  
(令和3年12月17日、20日、令和4年5月13日、16日、令和5年5月12日、15日)

※資料や動画を掲載

[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud\\_shien.html](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html)

- ・リーフレット「クラウド型被災者支援システム」(令和5年11月)

※A3両面で印刷      ※添付のリーフレット参照

#### (4) 財政措置

##### 普通交付税

「令和5年度消防庁補正予算、令和6年度消防庁予算案及び令和6年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」(令和6年2月21日付け消防庁総務課事務連絡)で周知しているとおり、市町村における個別避難計画の策定経費について、普通交付税措置を講じている。

#### (5) 防災分野における個人情報に関する取扱い指針

自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑惑が生じることが無く、個人情報の取扱いを明確なものとするため、自治体へのアンケート調査やヒアリングを

基に個人情報の取扱いの判断に迷う事例について取りまとめ、それぞれの事例において、個人情報保護法等の解釈に基づき、自治体が留意すべき内容を整理することで、個人情報の取扱いを判断する際に参考できる指針として令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が作成された。

令和6年3月には、本指針の一層の活用が図られるよう災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供、また、平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供などに関する研修動画が制作された。

この指針、概要資料、研修動画などについては、内閣府防災情報のページ等を通じて広く関係者に提供されていることから参考されたい。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyouho/shishin.html>

## 2. 個別避難計画が実行された例（「市町村のための水害対応の手引き」（令和6年5月内閣府）から抜粋）

### （高知県黒潮町の事例）

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、みんなで情報を共有して話し合って一緒に個別避難計画を作成したことが、地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を支援してくださる方を見いだすことにもつながった。さらに、個別避難計画の作成に本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。

【令和4年台風第14号（令和4年9月18日）】（黒潮町 20代 男性 町役場職員）

### （佐賀県武雄市の事例）

令和2年9月に台風第10号が大型で非常に強い勢力で接近しました。台風により停電がおきると人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を必要としている医療的ケア児にとっては、いのちに直結する事態になる可能性がありました。

でも、武雄市では医療的ケア児の個別避難計画を作成し、ちょうど1週間前に避難訓練を実施したばかりのタイミングであったことから、ちゃんと避難ができました。

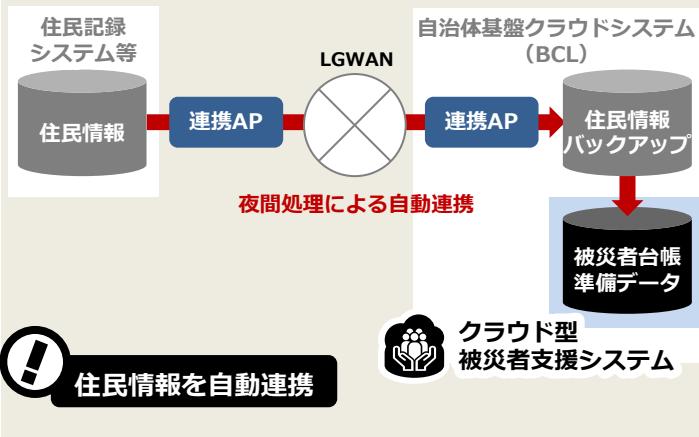
保護者の方からは、「訓練から1週間で本番が来るなんて！訓練をしていてよかったです」との声をいただきました。

このほか、個別避難計画どおりに避難できるか不安があった、実際に避難訓練してみてわかったことがある、毎年実施してほしい、家族の状況も変わるなかで関係者に毎年状況を知ってもらえる安心感が大きいなど、避難訓練の有効性や必要性についての声をいただいているます。

【令和2年台風第10号（令和2年9月）】（佐賀県武雄市 50代 女性 市役所職員）

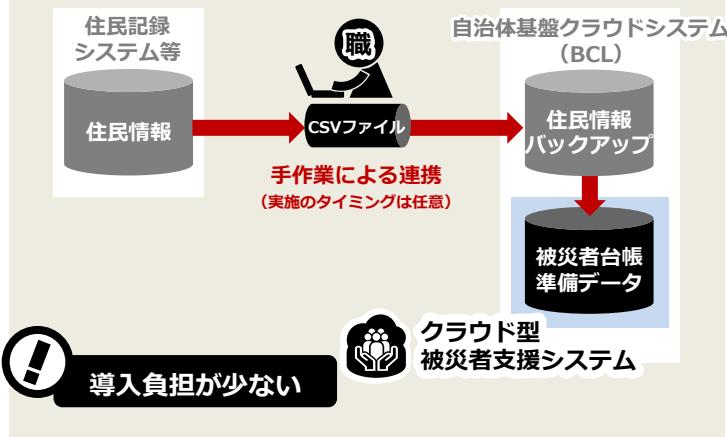
## 【パターンA】

住民情報を自治体基盤クラウドシステム（BCL）の  
住民情報バックアップデータから連携



## 【パターンB】

住民記録システム等から住民情報を  
CSVファイルで取り出し、BCLに取込



以下の表は、各導入パターンの初期費用と運用費用に活用できる地方財政措置とその措置率になります。

措置率 緊急防災・減災事業債  
措置率 郵便局などにおける証明書自動交付  
サービスの特別交付税措置 ※

地域デジタル社会推進費  
(普通交付税)

導入パターン 費用内訳	【パターンA】 住基システムを被災者支援システム等と自動連携する場合		【パターンB】 住基システムを被災者支援システム等と自動連携しない場合	
	A① A③	A②	B	C
1. システム整備に必要な費用 (初期費用)	70% 措置	約600万円～1,600万円 どちらかを活用可能	70% 措置	約数万円～数百万円 どちらかを活用可能
(1)被災者支援 システム利用料	<b>団体基礎額18万5,000円+団体人口比例額（人口×10円）</b>			
(2)システム関連 運用保守費用	連携APサーバ等の保守管理費用 (BCL導入済みの場合は負担済み)	データフォーマット変換ツール等の 保守運用費用		
2. 整備後に 必要な 費用 (運用 費用)	約35万円/年～988万円/年 (BCL導入済みの場合は負担済み)	約69万円/年～988万円/年 (コンビニ交付導入済みのため既に負担済み)	約69万円/年 ～988万円/年	
(3)コンビニ交付 運営負担金	罹災証明書の交付枚数 (117円/通) 対象外		罹災証明書の 交付枚数 (117円/通) 対象外	
(4)コンビニ交付 委託手数料	住民票の写し、印鑑証明書、税証明書の交付枚数 (117円/通) (BCL or 既存のコンビニ交付で負担済み)			
(5)BCL証明発行 機能利用料	住民票の写し、印鑑証明書、 税証明書のコンビニ交付枚数 <b>(180円/通)</b> (BCL環境上の従量課金) (BCL導入済みの場合は負担済み)	費用負担発生なし		

※初期費用のうちコンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象

お問合せ先：

<サービスの提供、申込、費用、サポート等に関すること>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ICTイノベーションセンター研究開発部 被災者支援担当：rddlg@j-lis.go.jp

<制度に関すること>

内閣府（防災担当）：csus-div.a3w@cao.go.jp

○防災デジタル担当：デジタル政策・本システムの全般に関すること

○避難生活担当：避難行動要支援者名簿・個別避難計画・避難所・被災者台帳・災害ケースマネジメントなどに関すること

○生活再建担当：被災住家被害認定調査・罹災証明書・被災者生活再建支援金制度などに関すること

# クラウド型被災者支援システム

Disaster Victims Supporting Cloud Systems

デジタル技術の活用により、  
市町村における災害対応や被災者支援を円滑化



平時

災害時

に使えるクラウド型被災者支援システムの3つのサブシステム



## 避難行動要支援者関連システム

平時

災害時

避難行動要支援者名簿と個別避難計画を効率的に作成・更新、災害時の迅速な避難を実現



## 避難所関連システム

平時

災害時

平時からの避難所に関する情報の登録や、災害時の避難者名簿の作成により避難所の運営を効率化



## 被災者支援システム

災害時

罹災証明書の電子申請やコンビニ交付、被災者情報の一元化等により、災害時の事務の効率化

# クラウド型被災者支援システムの全体イメージと4つの導入効果

## 市町村

### ①情報の連携と活用

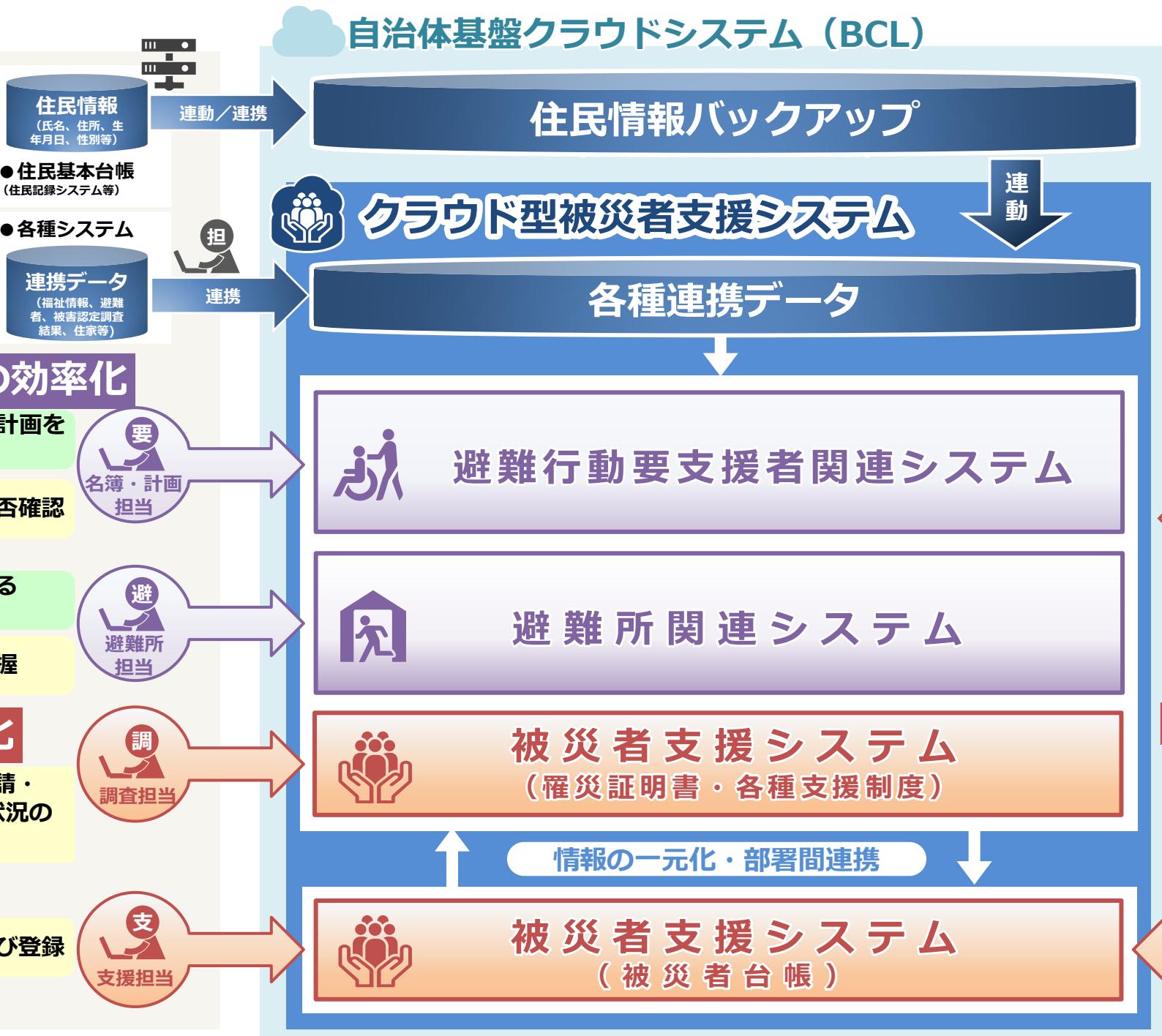
- 住民情報や福祉情報等と平時から連携し、避難行動要支援者名簿の作成、庁舎被災時の業務継続、被災者支援等に活用
- 被害認定調査や避難者等の情報も取込可能

### ②平時・災害時事務の効率化

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成・更新
- 避難行動要支援者の避難支援、安否確認
- 避難所に関する施設や設備に関する情報を登録
- 避難所・避難者の情報を集約・把握

### ③災害時事務の効率化

- 住家の被害認定、罹災証明書の申請・交付、各種支援制度の申請・支給状況の記録等を実施
- 被災者支援に関する情報を照会及び登録



**【凡例】**

平時利用	平時・災害時利用	災害時利用	システム連携
------	----------	-------	--------

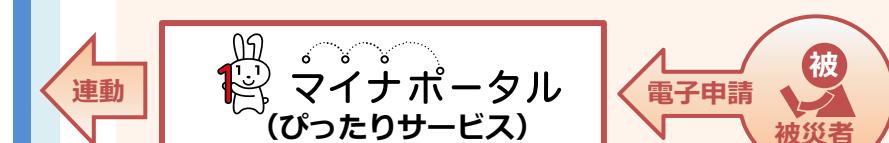
参考：自治体基盤クラウドシステム（以下、「BCL」という。）について  
BCLは、市町村の庁舎内等に設置された住民情報システムの連携用データをBCP（業務継続計画）対策用としてクラウド上に保管すると共に、連携データから必要な情報を取り出し、コンビニ交付サービス等の行政サービスが利用できる市町村専用のクラウドサービスです。  
クラウド型被災者支援システムは、BCLの仕組みを利用して構築しているため、住民情報の取得と罹災証明書のコンビニ交付がシームレスに実現できるようになっています。

## 被災者

### ④被災者の負担軽減

※電子申請やコンビニ交付で役所・役場への移動や窓口待ち時間等の軽減

- パソコン、スマートフォン等による罹災証明書の電子申請



- コンビニで罹災証明書の交付



### 他の自治体等（遠隔支援）

- 被災者支援に関する情報を照会及び登録

## 被災者支援に関する事務を安心・確実に行うための 管理機能（市町村の管理者がシステムの動作設定等を行う機能）及び 共通機能（各画面で共通して使用する機能）

### 管理機能 権限設定

所管部署以外が扱うことができない画面について、ユーザID毎で使用制限が可能

#### ○「権限管理」画面

メインメニュー	サブメニュー	選択可能	IN 01 02 03 04
共通	トップ	△	△ △ △ △ △
被災者支援システム	被災者台帳	○,△,×	○ ○ △ ○ ×
被災者支援システム	被災住家等台帳	○,△,×	○ ○ △ ○ ×
被災者支援システム	被災者台帳	○,△,×	○ ○ △ ○ ×

### 管理機能 事項の表示切替

避難行動要支援者名簿、被災者台帳等は、法定事項以外の市町村長が定める任意の事項について表示・非表示の切替や事項名の変更が可能

#### ○事項別の表示設定（避難行動要支援者名簿）

避難経路汎用項目更新

大項目	* 大項目名 避難経路	選択
項目	避難経路上にある施設名	画面表示
項目	避難経路上にある施設名	表示しない
項目	避難経路上にある施設名	表示する

### 共通機能 横断検索

被災者台帳、避難者名簿、避難行動要支援者名簿等、サブシステムの記録事項を組み合わせて被災者を検索可能

#### ○検索条件の組み合わせ例

検索条件の組み合わせ例

項目	AND	値
避難所コード	含む	000: 国府小学校体育館 # 001: 平田中学校体育館 # 012: 明生小学校体育館 #
避難行動要支援者名簿	AND	内服薬 空ではない

### 共通機能 地図

避難所や避難行動要支援者の位置を地図上で確認。ハザードマップや行政区画などの参考情報を任意に追加可能

#### ○地図表示例



### 共通機能 提供抑止

DV等支援措置制度の対象者などについて画面上の警告を行うとともに、提供情報から連絡先を除いた出力が可能

#### ○提供情報出力時の連絡先除外指定

CSV作成 印刷

DV等支援措置制度の対象者（台帳情報提供抑止フラグにチェックが付いている）の連絡先（住所、電話番号等）を除いて提供する

（ナ） 氏名（漢字）	識別番号	生年月日
オカバヤシ 麻耶	統情	年齢/性別
岡林 麻耶	224207000000011	平成5年2月20日 30/女

### 共通機能 変更事項の確認

更新画面における不適意な更新を防止するため、内容を変更した事項をハイライト表示するとともに、変更内容確認を促すチェックボックスを具備

#### ○変更事項のハイライト表示例

要介護状態区分 要介護2

要介護状態区分 要介護3

変更

チェックボックスにチェックを入れないと、「更新」ボタンが活性化されない

#### ○変更内容確認を促すチェックボックス

避難行動要支援者名簿を更新します。準備ができましたら、チェックしてください

更新